

	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
1	要求水準書							<p>添付資料7「電気・機械要求性能表」の映像・音響の列において、プール全般、監視室、キッズスペース、キッズスペース前室、相談室、事務室、クッキングルーム、マルチスタジオ、トレーニングルーム、音楽スタジオに○がついております。こちらは、○のついた全ての箇所に映像機器（モニター）、音響機器（マイク・アンプ・スピーカー）の導入を求められているわけではなく、要求水準書の本文（例えば、マルチスタジオでは「フィットネスやダンス等のプログラムが実施できる音響設備を備えること」、音楽スタジオでは「音響設備を備え、音楽スタジオの機能を設けること」）を遵守しつつ、各室に相応しい設備（あるいは備品）を事業者が提案することが求められているという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>添付資料7「電気・機械要求性能表」における映像・音響欄の○印は、当該室において映像・音響の利用が想定されることを示すものであり、各室に個別完結型の映像・音響機器一式を設置することを一律に求める趣旨ではありません。</p> <p>施設全体として、各室の利用目的に応じた映像・音響機能が適切に確保されることを前提に、機器の配置方法（常設、可搬型、共用利用等を含む）については事業者の提案によるものとします。</p> <p>なお、当該室の想定用途および運営方法に照らして合理的に必要と認められる映像・音響機能が確保されていない場合は、要求水準を満たさないものと判断することがあります。</p>
2	要求水準書	17	2	1	(5)	②	オ	<p>「非常用自家発電設備は10kw、72時間対応とし、災害時にエントランスホール、事務室の電源の確保及び照明設備の点灯が可能よう計画すること。」との記載がございますが、本施設は一時避難場所としての利用を想定されていないため、発電設備の稼働時間を24時間としていただけないでしょうか？</p>	<p>施設利用者の一時待機を想定し、発電施設の稼働時間を24時間に変更します。</p>